
ファクトシート

人種差別禁止法の下での苦情申立

人種差別禁止法とは

1975年人種差別禁止法（連邦法、以下 RDA）は、人を人種、皮膚の色、祖先、生国、民族性、移民としての立場等によって差別することを禁じています。

また、特定の人種を嫌悪することも違法としています。

この法律を援用できる場合

以下のような社会生活の様々な側面で、公平な扱いを受けるために RDA を援用することができます。

- **雇用** – 採用、雇用条件、研修、昇進、解雇に関して
- **教育** – 公立・私立学校、大学等への入学に関して
- **住居** – 家屋やアパートの賃貸や購入に関して
- **サービスの利用** – 銀行、保険、政府機関のサービス、公共交通・通信サービス、弁護士や医師や職人などの専門家によるサービス、レストランや小売店や娯楽施設等で受けるサービスに関して
- **公共の場所への立ち入り** – 公園、政府機関窓口、レストラン、ホテル、ショッピングセンターなど

人種差別とは

人種差別とは、ある人が人種、皮膚の色、祖先、生国、民族性、移民としての立場を理由として、同等の状況にある他の人よりも不利な扱いを受けることを言います。たとえば、不動産管理者が、特定の人種や皮膚の色を理由に家屋の賃貸を拒絶すれば、それは「直接的差別」にあたります。

また、一律の尺度が適用されることが特定の人種、皮膚の色、祖先、生国、民族性、移民の人に対して不利な影響を及ぼすことがあります。そのような場合は「間接的差別」と呼ばれます。たとえば、従業員が頭に帽子や被り物を被ることを一律に禁止している会社があるとすると、これは特定の宗教的／民族的背景を持つ人に不利な影響を及ぼします。

人種的憎悪とは

公共の場で特定の人種、肌の色、祖先、生国、民族性、移民に対して差別的、侮蔑的、屈辱的、脅迫的な言動をすることは違法です。

たとえば、人種を理由に以下のような言動をすることが含まれます。

- インターネット(e フォーラム、ブログ、ソーシャルネットワーク、動画共有サイトなど)に差別的な素材を挙げること
- 新聞、雑誌、ビラ、チラシ等に差別的な文言や画像を載せること
- 公共の集会で差別的な演説をすること
- 店舗、職場、公園、公共交通機関、学校などの公共の場で悪口を言うこと
- スポーツの場で選手、観客、コーチ、審判などが悪口を言うこと

人種に基づいた差別的言動が違法にならない状況

RDA は、自由に意見を述べる権利(「言論の自由」)と人種的憎悪にさらされずに生きる権利のバランスを考慮しています。そのため、RDA は以下のような言動が「**合理性の範囲内で誠実に**」行われた場合は違法にならないとしています。

- **芸術作品や演技** - たとえば、演劇の登場人物が人種差別的態度を示す場合
- **真面目な学術的・科学的意図を持った声明、出版、議論、討論** - たとえば、移民、多文化主義、特定団体に適用される特別手段など公共政策に関する論議
- **公益に関わる事柄についての公正で正確な報道** - たとえば、人種差別的言動についての新聞報道
- **公正な意見表明**、ただしそれが発言者の真摯な心情を表現したものである場合に限る。

人種差別や人種的憎悪を受けた場合の対処

場合によってはそうした言動をした本人と直接話し合うのが適切なこともあります。

そうしたくない場合、あるいは直接話し合っても解決しない場合には、オーストラリア人権委員会に苦情を申し立てることができます。あるいは、弁護士、擁護者、労働組合などに代理として申し立ててもらうこともできます。

人権委員会への苦情申立に料金はかかりません。

苦情は書面で申し立てる必要があります。人権委員会所定の用紙に記入して郵便またはファックスで申し立てるか、あるいは委員会のウェブサイトからオンラインで申し立てることもできます。書面で申し立てることが困難な場合は、人権委員会が手助けします。

申し立てられた事柄が合理性の範囲内で違法な差別にあたるということを示さなければ、苦情は受理されません。そのため、苦情には出来事の内容や発生した日時・場所等の詳細を詳しく記述することが必要となります。

苦情はどんな言語でも申し立てることができます。通訳や翻訳者が必要な場合は人権委員会が手配します。

より詳しい情報

オーストラリア人権委員会の連絡先は以下の通りです。

電話

ナショナルインフォメーションサービス: 1300 656 419 または (02) 9284 9888
TTY: 1800 620 241 (フリーダイヤル)
Fax: (02) 9284 9611

郵便物宛先

GPO Box 5218
Sydney NSW 2001

インターネット

Eメール: infoservice@humanrights.gov.au
ウェブサイト: www.humanrights.gov.au

オンライン苦情申立はこちらからできます。

www.humanrights.gov.au/complaints_information/online_form/index.html.

聴覚障害者の方のための TTY 番号は以下の通りです: 1800 620 241。手話通訳が必要な場合は人権委員会が手配します。

視覚障害者の方のための代替的様式による情報提供も行っています。

人権委員会以外の苦情申立先

メディアの報道や放送、オンラインコンテンツなどが差別的であると感じた場合は、オーストラリア通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority (ACMA)) に、広告内容なら広告基準委員会 (Advertising Standards Board)、新聞記事ならオーストラリアプレス評議会 (Australian Press Council) に、それぞれ苦情を申し立てることができます。該当メディアの編集者や経営者に苦情を伝えることもできます。

隣近所の差別的言動に不安を感じた場合は、コミュニティ・ジャスティス・センターに問題解決を相談することもできます。また、公営住宅に住んでいる場合は住宅省も窓口になります。

暴力の威圧を受けた場合や暴行された場合は、警察に連絡してください。

一般的法律意見

苦情申立を検討しているなら、弁護士または労働組合に相談することが賢明な場合もあります。コミュニティ法律相談サービスは差別やハラスメントに関する無料相談を受け付けています。最寄りのコミュニティ法律相談サービスの連絡先は以下で調べることができます:
www.naclc.org.au/directory.

免責事項: このファクトシートに記載されている情報は一般的なガイドです。弁護士の法律意見に代わるものではありません。